

『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』の一部改正について
(法令解釈通達)の概要

租税特別措置法通達については、所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)等の施行により、租税特別措置法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

1 事業所得等の特例(措法第10条の5の6等)の改正に伴う整備

事業所得等の特例の改正に伴い、租税特別措置法通達(法人税関係)の取扱いに準じた所要の整備を行う(措通(所)10の2~15共-1等)。

2 青色申告特別控除(措法第25条の2)の改正に伴う整備

国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、電子取引データを一定の要件を満たして保存することにより65万円の青色申告特別控除の適用を受けられる場合には、確定申告書の提出期限までに適用申請書を提出しなければならないことを明らかにする(措通(所)25の2-5)。

3 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例(措法第41条の15の5)の創設に伴う整備

年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用において、年齢23歳未満の扶養親族が、2以上の居住者の年齢23歳未満の扶養親族に該当する場合には、これらの居住者はいずれも年齢23歳未満の扶養親族を有することとなることを明確化するなど所要の整備を行う(措通(所)41の15の5-1等)。

4 政党等寄附金特別控除制度(措法第41条の18)の改正に伴う整備

特定政党支部に係る「政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもの」の範囲について、参議院議員における全国区の比例区支部がこれに該当することを明らかにする(措通(所)41の18-1)。

5 特定の基準所得金額の課税の特例(措法第41条の19)の創設

特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき総合課税の適用を受けている場

合であっても、特定の基準所得金額の特例の適用がある個人が修正申告等を提出するときには、特定上場株式等の配当等に係る配当所得のうち総合課税の適用を受けたもの以外のものについては、申告分離課税の適用があることを明らかにするなど所要の整備を行う（措通（所）41の19-1等）。

6 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。